

## 2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

##### (1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

##### 【回答】 国保年金課

本市の令和元年度当初賦課決定段階における応能割と応益割の割合は、概ね 64 : 36 であります。国保の都道府県化となり、埼玉県から標準税率が示されておりますが、本市は、今後においても医療費等の給付と国保税そして一般会計の負担とのバランスを毎年度検証し、本市の現状を踏まえながら適正な課税方法を検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

##### 【回答】 国保年金課

保険税均等割については、全ての加入者に等しくご負担いただく趣旨を踏まえ、子どもの保険税均等割については、これまで同様にご負担いただく考えです。

一方、本市においては、子育て世代の方々に、国保税を適正にご負担いただいた上で、15 歳までのお子さんの医療費の窓口払いの本人負担（就学前 2 割、就学後 3 割）を無料とし、医療費負担の軽減など子育て支援の充実に努めています。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

##### 【回答】 国保年金課

本市は、これまでも医療費等の給付と国保税そして一般会計の負担との関係を毎年度検証しながら、国保税を改正しており、一般会計からの繰入については国保加入者以外の市民の方々の公平性という観点など多方面から検討し対応して参りました。今後においても、これまでの考え方を踏襲しながら、国・県の動向を踏まえ、本市の財政状況も勘案しながら適切に運営して参ります。

##### (2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

##### 【回答】 国保年金課

本市では、納税催告書や広報、ホームページ等に納税相談窓口の開設を掲載し、自主

納付の呼び掛けと併せて分割納付等の取扱いを実施しております。また、著しく生活困窮状態にある方には減免申請を促すなど、減免規定の弾力的な運用を図っています。

一方、本市では、低所得者世帯を対象とした軽減措置として「7割・5割・2割」の軽減を導入しており、令和元年度も軽減判定の基準額の引き上げを行っております。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

**【回答】 国保年金課**

国・県の動向に注視しながら、県内保険者(各市町村)の状況を踏まえ検討して参ります。

**(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。**

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

**【回答】 国保年金課**

加須市国民健康保険に関する規則第 15 条の取扱事務について、要領を定め、生活保護基準の 1.2 倍以下の生活困窮世帯に適用しています。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】 国保年金課**

免除等を決定する上で必要な事項を記載いただく必要から、今後においても現行の申請書を使用していく考えです。しかし、他の申請書等も含めお客様が記載しやすいようにするための工夫は、引き続き検討してまいります。

**(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください**

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

**【回答】 国保年金課・収納課**

本市では、広報紙やホームページなどにより、徴収猶予や減免などの徴収緩和制度の周知に努めています。滞納者に対しては、予告なしに滞納処分を行うのではなく、督促状及び納税催告書等によって事前に納付を促し、資力があると認められた場合に限り滞納処分を執行しています。その中で、一括完納や納期内納付が困難な方には、納税相談により分割納付を認めています。また、所得や財産が無く生活が困窮している方に対しては、地方税法の規定に基づき、滞納処分の執行を停止し、不納欠損処分を行うなど、適切に徴収緩和措置を講じるとともに、生活福祉課や市民相談室と連携して生活再建を

支援しています。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

**【回答】 国保年金課・収納課**

滞納者に対しては、督促状はもとより、適宜、電話・文書・臨宅等による納税催告により自主納付を促すとともに、収支状況や財産状況を確認した上で分割納付を認めるなど、納付方法や徴収緩和などにかかる納税相談に努めています。しかし、納付または相談がなく滞納が継続する場合は、財産調査を行い、最低生活費を超える資力を有すると認められるときは、止むを得ず、滞納処分を行っています。

一方、著しく生活困窮状態にあり、資力の回復が見込めないときは、適正に滞納処分の執行を停止しています。

**(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

**【回答】 国保年金課**

短期被保険者証の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

② 窓口留置は行なわないでください。

**【回答】 国保年金課**

短期被保険者証や被保険者資格証明書については、全て簡易書留郵便で発送しております。郵便局での保管期間満了で返戻された場合においても、普通郵便により返戻されている旨の連絡や再度発送するなど適切な対応に努めております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】 国保年金課**

被保険者資格証明書の発行については、被保険者間の納税の公平性を確保する観点から、国民健康保険法に基づき適切に対応しております。

**(6) 住民参加の国保運営を行なってください。**

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

**【回答】 国保年金課**

自治会や医師会等の関係団体へ委員の推薦を依頼し、推薦のあった方に運営協議会委員を委嘱しております。公募制につきましては、選出方法などを含め引き続き検討して

参ります。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

**【回答】 国保年金課**

本市では、「市政に関する話し合い」を毎年開催しており、市民の意見等を直接聴く機会を設けて、市政全般について話し合いを行っております。

**(7) 保健予防事業を拡充してください。**

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

**【回答】 健康づくり推進課**

加須市国民健康保険における特定健康診査については、本人負担はなしとなっており、無料で受診することができます。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

**【回答】 健康づくり推進課**

受診期間については、個別受託医療機関と毎年協議しながら、受診期間を設定し、なるべく多くの方に受診していただけるよう努めているところです。令和元年度は、受診券の送付時期を1か月早めることにより、受診期間を延長しております（5月1日～12月21日）。また、令和元年度から健診項目として、眼底検査（医師の判断により実施）を加えています。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

**【回答】 健康づくり推進課**

保健師は、住民の健康づくり・保健予防活動事業の中心となり、様々な視点で積極的に展開し、市民との関わりを大切にしながら健康寿命の延伸に努めています。

本市の保健師一人当たり人口は、4,213人であり県内平均4,885人よりも少なく、県内平均より多く配置しています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

**【回答】 健康づくり推進課**

保健センターは市民の健康状態などの機微情報を扱っているため、個人情報保護条例、情報セキュリティ基本方針等の各種規程の遵守しており、引き続き適正に管理してまいります。

**2、 後期高齢者の受療権を保障してください。**

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

### 【回答】 国保年金課

保険料滞納者については、電話催告などの際に、必要に応じて被保険者を含む世帯員の状況把握を行っています。なお、本年度は、資格証明書及び短期保険証の発行はありません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

### 【回答】 国保年金課

引き続き健康診査や歯科健診を実施し、フレイル対策につなげていきます。

### 【回答】 健康づくり推進課

市では、平成 28 年に策定した第 2 次加須市健康づくり推進計画に基づき、同計画で定めた 7 つの分野別目標である①病気の予防②食育の推進③身体活動・運動の推進④休養・こころの健康の推進⑤歯・口腔の健康の推進⑥たばこ・アルコール対策の推進⑦医療体制づくりを基本として様々な事業を実施しています。

そして、事業の実施にあたり、保健師等は事業の中心となり、様々な視点で積極的に展開し、市民との関わりを大切にしながら健康寿命の延伸に努めています。

具体例では、まず、筋力アップトレーニング事業です。この事業は、生活習慣病や転倒骨折等を予防するため、積極的に筋力の増強を行うもので、本市が埼玉県から健康づくりに優れた事業として表彰されており、事業参加後の改善結果が数値に表れ効果が実感できる事業となっております。

次に、健診や血圧測定の結果から、自分の身体の状態を理解し関心を高め、健診受診の必要性や生活習慣の改善点を確認するため、健康相談事業を実施しています。特に、保健師と管理栄養士へ生活習慣の改善に向けた具体的な相談ができる重点健康相談については、市の健康課題である糖尿病予防健康相談の回数を増やして実施しています。

さらに、生活習慣病の予防を図るため、自分に合った運動を見つける運動を中心に生活習慣を見直す運動体験講座や、食生活の知識や行動を見直す改善につなげるためのリフレッシュクッキングなどの講座を保健師等が自ら企画し、講師として健康の大切さを伝えることにより、市民の健康意識を高めることに寄与しています。

また、平成 26 年度以降、健康づくりへの関心を高め、市民が楽しみながら自主的・積極的な健康づくりに取り組むことを促進するため、かぞ健康マイレージ事業を実施しています。この事業は、楽しみながら各種検診（健診）の受診や健康に関する事業への参加等し、ポイントをクリアすることにより、市内で使用することができる商品券を手にすることができるものです。

平成 29 年度からは、市内の飲食店と協働し、外食の注文時に一声かけることで簡単に減塩できる「減塩プロジェクト」を開始しています。

令和元年度は、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の公費助成を拡充し、自己負担金 5,000 円を 3,000 円へ引き下げるとともに、望まない受動喫煙を防止するため、市内 109 の公共施設の敷地内禁煙を 7 月 1 日から実施しています。

今後とも、市民の健康寿命を延ばすため、引き続き工夫してまいりたいと考えています。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

## 【回答】 国保年金課

健康診査の自己負担は、平成 20 年度当初から無料としております。また、人間ドックは平成 27 年度より 2 万円を上限に補助を行っており、歯科検診は対象年齢に制限はあるものの、広域連合にて無料健診を行っています。

## 【回答】 健康づくり推進課

### ア 特定健診

加須市国民健康保険における特定健康診査については、本人負担はなく、無料で受診できます。

### イ 人間ドック

国民健康保健及び後期高齢者医療の両方とも、20,000 円上限に助成しています。

### ウ がん検診

市では、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、前立腺がんのがん検診を実施しており、胃がん検診(バリウムによるエックス線検査)、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診の自己負担は無料としております。

ただし、胃がん検診のうち胃内視鏡検査は、40 歳以上に実施しており、約 5,800 円を助成し、10,000 円の自己負担をいただいております。

また、乳がん検診は、40 歳以上の女性に実施しており、他の検診に比べ 1 件あたりのコストが高額なことから、約 8,200 円を助成し、1,000 円の自己負担をいただいておりますが、低所得層に配慮し、市民税非課税及び生活保護世帯の検診費用は、申請にもとづき無料としております。

また、市が独自に実施している前立腺がん検診は、50 歳以上の男性に実施し、1,000 円を助成し、750 円から 2,470 円の自己負担をいただいておりますが、市民税非課税及び生活保護世帯については無料としております。

なお、がん検診、特定健診は、市独自の「加須市健康マイレージ」の対象検(健)診の一つとなっており、一定の条件を満たすと、地域通貨「ちょこっとおたすけ絆サポート券」1,000 円が交付されます。

引き続き、受診率向上に向け、受診しやすい環境づくりや周知に努めてまいります。

### エ 成人歯科検診

高齢期における健康維持と食べる楽しさを享受できるよう、虫歯や歯周病による歯の喪失を予防する目的で実施しています。

1 人あたり 4,830 円の経費を要するところ、自己負担 1,000 円をいただき、公費助成 3,830 円で事業を実施しています。

なお、この検診も、市独自の「加須市健康マイレージ」の対象検診の一つとなっており、一定の条件を満たすと、地域通貨「ちょこっとおたすけ絆サポート券」1,000 円を交付しています。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

#### (1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

#### 【回答】 高齢者福祉課

計画期間の初年度にあたる平成30年度の執行実績は、介護予防・日常生活支援総合事業費で計画額の約72%、地域支援事業費全体で計画額の約80%の執行となっております。計画額と実績とに差額が生じた事業の主なものは、介護予防・日常生活支援総合事業費のうちの介護予防・生活支援サービス事業と介護予防ケアマネジメント事業で、両事業とも、計画額を算出した当時の見込みよりサービス利用量が少なかったため差額が生じたものと分析しております。

今後、高齢者数の増加に伴い、地域支援事業費の増加が予測されることから、必要な財源の確保に努めるとともに、高齢者相談センター（地域包括支援センター）や介護支援専門員等と連携して、地域支援事業を必要とする方への事業の周知を図ってまいります。

#### (2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

#### 【回答】 高齢者福祉課

市の指定事業者が、雇用関係にある従業者を主力として生活援助等を提供するA型サービスについては、旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に相当する、「現行相当サービス」を提供する事業者に対し、A型サービスも併せて実施していただくようお願いして、担い手の確保に努めております。その結果、A型サービスの指定事業所数は、令和元年6月1日現在で、訪問型サービス13箇所、通所型サービス19箇所の合計32箇所となっています。

ボランティアや住民主体の団体等によって提供されるB型サービスについては、本市では、B型の訪問サービスを実施する団体に対し、市が補助金を交付する方法で事業を実施しています。市が当該サービス従事者の養成研修を開催して担い手の確保に努めており、令和元年6月1日現在、合計37人が当該研修を修了しております。

今後、こうした取組を行うことによって、A型サービス及びB型サービスの提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

**2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。**

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

**【回答】 高齢者福祉課**

本市では、市の指定事業者をして、従来介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスを提供する事業を実施しており、今後におきましても、国の制度との整合を図りながら、市民のニーズに沿った多様なサービスを実施してまいりたいと考えております。

なお、従来介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスの単価につきましても、本市では、国が定める単価（基準）に準じて定めております。

**3、 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。**

- (1) **高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。**

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

本市では、地域包括ケアシステムの確立に向けて、地域医療ネットワークシステム「とねっと」を活用した「医療連携の推進」、医療・介護関係者の効率的な情報共有を支援する「北彩あんしんリング」を活用した「医療・介護連携の推進」、市民との協働による「地域による支え合いのしくみづくり」の3つを基本に、各施策を推進しています。

なかでも、単身の高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加等によって「地域による支え合いのしくみづくり」が特に重要な課題となっており、市では、地域の住民が主体的にその地域の課題の解決策を検討し、実践する「地域ブロンズ会議」の取り組みを推進しております。

- (2) **認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。**

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

本市では、平成30年3月に策定した第3次加須市高齢者支援計画に基づき、認知症の予防、認知症の早期発見・早期対応、認知症の人とその家族等を支える地域づくりな



ど、認知症対策の推進に重点的に取り組んでおります。このうち、認知症予防を目的に市が独自に作成した認知症予防体操「加須あたまの体操」と「加須うどん体操」は、地域や家庭で気軽に取り組むことができる体操として好評を得ています。

**(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。**

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

本市では、平成 28 年度に県補助金を活用して民間事業者による事業所の整備を促進した結果、平成 29 年 2 月に当該サービスを提供する事業所が開設されており、1 箇月あたり約 4 人（平成 30 年 4 月～10 月サービス分の平均）の利用があります。

当該サービスの普及が課題であり、課題の解決には、介護支援専門員に当該サービスについての理解を深めてもらうことが必要と考えています。

**4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。**

**(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。**

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019 年 4 月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

**【回答】 高齢者福祉課**

介護人材の確保につきましては、市内の介護サービス事業所からも確保が難しい旨のお話を伺っています。長寿化の進展に伴い、今後ますます介護が必要となる高齢者の増加が見込まれる中、市も、介護人材の確保は重要な課題であると認識しており、引き続き、介護職に係る就職面接会の開催など、国や県、ハローワーク等とも連携して適切に対応してまいりたいと考えています。

また、介護職員処遇改善加算の制度につきましては、介護人材の確保に一定の成果を上げているものと考えていますが、制度の内容が従業者に分かりにくいことや、加算を算定していない事業所で勤務する従業者の処遇改善をどうするかなどの課題もあるため、当該制度の改善も含め、介護人材の確保について国に要望してまいりたいと考えています。

**(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。**

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎

重に対応してください。

**【回答】 高齢者福祉課**

介護職種の外国人技能実習制度については、介護サービスの質を確保し、利用者の不安を招かないようにする必要があるなどの課題はありますが、今後も介護人材の不足が見込まれることから、介護人材を確保する方策の一つとして検討していきたいと考えています。

**(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。**

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

介護サービスの利用時あるいは介護サービスの提供時に、市にハラスメントに関する相談があった際には、相談者への影響等に配慮しながら関係者に状況を確認する等、関係機関とも連携し適切に対応してまいります。

**5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。**

**(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。**

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

市では、計画的に特別養護老人ホームの整備を促進してきた結果、令和元年6月30日現在、10施設（定員810人）が整備されており、高齢者人口に対する整備率は県内トップクラスとなっております。

なお、特別養護老人ホーム等の整備については、待機者解消に向けて民間事業者による整備を促進するという基本的な考え方は維持しながらも、既存施設の入所状況や入所申込みの状況、介護施設における介護人材の確保の状況、県の施設整備方針、介護保険料の負担とサービスの水準とのバランス等を総合的に考慮し、新たな整備については、令和2年度までの計画期間内に適切に判断したいと考えています。

**(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。**

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

**【回答】 高齢者福祉課**

介護サービスを必要とする方が、必要なサービスを利用できる仕組みは、介護保険制度の根幹であり、経済的な理由によりサービス利用を断念することのないよう、現在、入所等の相談があった際には、利用可能な軽減制度を説明の上、サービス利用の案内等を行っております。

低所得者対策につきましては、当該制度の改善も含め、機会を捉え国に要望してまいります。

**(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。**

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

**【回答】 高齢者福祉課**

市では、特列入所に関しましては、「埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針」に基づき対応しています。

施設から、要介護1、2の方から入所申込を受け付けた場合は報告を受けていますが、その際に、施設から特列入所に関して意見を求められた場合には、市のチェックシートを用いて、本人の症状や体の状態、同居家族の有無や介護への関わり方、介護サービスの利用状況、介護支援専門員等からの居宅における生活困難度の聴取等を踏まえ、特列入所に該当する事由があると認められるか否かを判断し、その結果を意見として回答しています。

今後も、個別の状況等に応じて、適切に対応してまいります。

**6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。**

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

平成30年度におきましては、18,353千円の交付を受け、ふれあいサロン事業や高齢者筋力アップトレーニング事業等の介護予防・日常生活支援総合事業に充当し、高齢者の自立支援、介護予防、要介護状態の軽減又は悪化の防止等を図ったところです。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

令和元年度におきましては、平成30年度交付額並みの収入を見込んで、令和元年度当初予算において18,000円を計上しております。

また、交付金の使途につきましては、平成30年度と同様に、介護予防・日常生活支援総合事業に充当し、高齢者の自立支援、介護予防、要介護状態の軽減又は悪化の防止を図ることとしております。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

**【回答】 高齢者福祉課**

保険者機能強化推進交付金に係る評価指標は、市町村が評価指標に基づく評価を行うことによって地域課題への問題意識を高め、高齢者の自立支援・重度化防止等に資する効果的な取組に発展させていくことを目指したものと認識しておりますので、今後も、この考え方に立って、適切に評価・改善をしてまいりたいと考えております。

**7、 介護保険料を引き下げてください。**

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入

などにより引き下げてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

介護保険制度においては、国、県、市町村及び被保険者の保険料それぞれの負担割合が定められており、市町村の一般財源による保険料減免のための補てんは認められておりません。そのため、平成30年度から令和2(2020)年度の3箇年を計画期間とする第7期計画の介護保険料につきましては、市の介護保険事業の円滑な運営を図るために、前提となる国の制度改正に加え、市の介護保険給付費準備基金を充当するなどの要素を考慮し、必要なサービスを確保しながら、保険料負担のバランスを勘案し算出したもので、特に、低所得者層に配慮したものですので、市民からの問い合わせ等の際には、ご理解をいただくべく、分かりやすい丁寧な対応に努めております。

**(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。**

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

**【回答】 高齢者福祉課**

介護保険料の減免につきましては、加須市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱基準に基づき、生活保護基準等を踏まえ、公正に判断しております。

また、低所得者への保険料軽減につきましては、今まで第1段階の方の軽減を図っておりましたが、令和元年度及び2年度について、新たに第2段階及び第3段階の方も加え軽減を図ることとしております。

この低所得者層である第1段階から第3段階の方への令和元年度の保険料軽減については、具体的には、「保険料の基準額に対する割合」を第1段階の方は0.45から0.375に、第2段階の方は0.7から0.6に、第3段階の方は0.75から0.725に引き下げ対応してまいります。

なお、令和2年度につきましては、「保険料の基準額に対する割合」を第1段階の方は0.45から0.3に、第2段階の方は0.7から0.5に、第3段階の方は0.75から0.7への引き下げを予定しております。

**(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。**

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

**【回答】 高齢者福祉課**

災害や病気などにより、やむを得ず保険料を払えない方や、納付期限までに払うことが難しい方につきましては、個別の相談に応じながら、収入や資産等の状況を総合的に勘案したうえで適切に対応（分納、減免措置等）しております。

今後も、個別の状況等に応じて納付相談を実施し、適切に対応してまいります。

**(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。**

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこ

なっているか教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

第7期介護保険事業計画では、基本理念である「地域の絆と協働の力で高齢者が健康で安心して住み続けられるまちづくり」の実現に向けて、5つの基本目標（1. 元気な高齢者に対する支援、2. 高齢者が要介護状態にならないための支援、3. 介護が必要な高齢者に対する支援、4. 認知症対策の推進、5. 地域における高齢者の支援）を定め、自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付適正化に資する施策を実施しております。

なお、平成30年度の介護保険給付費（見込み）は7,564,617千円、第1号被保険者数は32,284人（平成31年3月31日現在）となっており、ほぼ計画通り推移しております。※計画値 給付費：7,778,744千円、第1号被保険者数：31,253人

また、後段のご質問につきましては、本市では被保険者数・給付総額とも増加しております。

**8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。**

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

利用料の減免につきましては、現在、介護サービス利用者負担助成事業として、居宅サービスを利用する低所得者に対し、利用者負担額の一部を助成しております。今後本事業を実施していきたいと考えております。

**9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。**

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

**【回答】 高齢者福祉課**

本市の高齢者相談センター（地域包括支援センター）が平成30年度中に受け付けた高齢者虐待の通報件数は、合計22件となっております。

本市では、関係法令及び市が作成した高齢者虐待対応マニュアル等に基づき、市と高齢者相談センターとが連携して高齢者虐待対応に当たっております。

また、高齢者虐待の早期発見・早期対応が重要であることから、高齢者虐待に関する相談窓口の周知を行うとともに、高齢者相談センター、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、介護支援専門員団体、加須警察署、加須保健所等の関係機関とのネットワークを構築し、連携体制の強化を図っております。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

#### 1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

##### 【回答】 障がい者福祉課

北埼玉地域障がい者支援協議会の構成市である行田市及び羽生市と連携し、まずは拠点の核となる基幹相談支援センターの整備に向けて協議を進めているところです。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

##### 【回答】 障がい者福祉課

まずは拠点の核となる基幹相談支援センターの整備に向けて協議を進めているところですので、体制整備や基盤整備については、今後、北埼玉地域障がい者支援協議会の構成市である行田市及び羽生市と連携して進めてまいります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

##### 【回答】 障がい者福祉課

まずは拠点の核となる基幹相談支援センターの整備に向けて協議を進めているところですので、拠点となる施設等については、今後、北埼玉地域障がい者支援協議会の構成市である行田市及び羽生市と連携して進めてまいります。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

##### 【回答】 障がい者福祉課

北埼玉地域障がい者支援協議会の構成市である行田市及び羽生市と連携して進めてまいりますので、当事者団体の代表者も委員で参加する当該協議会において、意見の把握に努め拠点整備の参考とさせていただきたいと考えております。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
  - GH 併設型
  - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

## 2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

**【回答】 障がい者福祉課**

グループホームへの入居希望者については、障害福祉サービスの利用計画を作成する際に、ご本人の意向やご家族の考えなどの把握に努め、相談支援員と連携し、可能な限り入居できるよう調整しているところです。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

**【回答】 障がい者福祉課**

第 5 期障害者計画において、施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）などの障がいの居住サービスの提供を促進するとともに、新たに市内に施設を整備する社会福祉法人に対し、施設整備費及び設備整備費の一部に補助金を交付することとしております。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80 歳の親が 50 歳の障害者を介護・90 歳の親が 60 歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

老障介護につきましては、高齢者支援の担当課と連携し、実態の把握に努めるとともに、関係者によるケース会議などを実施し、必要な支援が行えるようにしていきたいと考えています。

## 3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

**【回答】 障がい者福祉課**

所得制限については、乳幼児医療費及びひとり親医療費助成と同様、限られた財源の中、真に経済的負担の軽減が必要な低所得者を対象とするという考えに基づいて導入しております。また、年齢制限については、65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することにより医療費の自己負担が3割から1割に軽減され、年金も満額受け取ることができるようになります。こういった状況を加味し、年齢制限を実施いたしております。

一部負担金については、現在導入の検討はしていません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

子育て支援医療費では0歳～中学校卒業までのお子さんたちの市内医療機関における窓口払いを廃止して、いわゆる現物給付とするのに合わせ、重度心身障害者医療においても0歳～中学校卒業までのお子さんの支払いについて、同様としています。窓口払いの廃止により、安易な診療が増え、病院が混雑し本当に治療が必要な人の診療が遅れることも考えられるほか、医療費の増加にもつながることが懸念されますので、引き続き現在の制度で対応したいと考えています。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

重度心身障害者医療の対象ではない精神障害2級の方も、自立支援医療（精神通院医療）では負担軽減が図られていますので、活用できる医療制度のご案内をし、治療に役立てていただきたいと考えております。

**4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。**

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

**【回答】 障がい者福祉課**

実施しています。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】 障がい者福祉課**

生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合200万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】 障がい者福祉課**



生活サポート事業は県単事業であり、利用者・県・市町村で1/3ずつの負担ですが、県補助は自治体の人口により上限があり、本市の場合200万円となっております。このことから県基準を超えるサービスの提供は、更なる財政負担の増となりますので、現状のとおりと考えております。

なお、県基準を超える現在の取り組みとして、18歳未満の方の場合は世帯の生計中心者の所得課税額に応じて利用料を無料から950円までとしています。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】 障がい者福祉課**

県との財政負担割合等については、周辺自治体とも協議しながら、障害福祉サービス全体の中で必要な要請・要望につなげていきたいと考えています。

**5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。**

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

タクシー利用券による料金助成及び自動車燃料費の助成については、身体障害者及び知的障害者の方を対象としており、精神障害者の方については現在のところ対象とすることは考えていません。

また、所得制限や年齢制限は設けていません。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】 障がい者福祉課**

県との財政負担割合等については、周辺自治体とも協議しながら、障害福祉サービス全体の中で必要な要請・要望につなげていきたいと考えています。

**6、 災害対策の対応を工夫してください。**

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

**【回答】 地域福祉課**

対象者のうち「その他支援を必要とする者」として、高齢者だけの世帯ではないが、日中家族等（息子等）が勤務中で高齢者のみになってしまう方や妊婦なども対象となっております。拡大しておりますので、引き続き希望者の登録をすすめてまいります。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】 地域福祉課**

福祉避難所については、現在市内に23ヵ所の施設にご協力いただき、協定を結び、災害時に対応できるよう整備しております。

市が福祉避難所の開設をする必要があると判断した場合、施設の災害状況や現状の収容可能人数等の確認を行ったうえで要請をいたします。要請を受けた施設は、避難スペースの確保、スタッフの配置、物資の搬入など運営体制が整い次第開設し、避難対象者を受け入れていただくことになっており、優先度の高い方からご案内をさせていただきます。

今後も継続的に協定締結施設や関係各課と連携し、福祉避難所の整備に努めてまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】 地域福祉課**

災害時には、災害対策本部の救援班、福祉班を中心に、在宅災害時要援護者の被災状況を把握し、在宅災害時要援護者向けの車いす、紙おむつ、食料、飲料水等の生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行います。また、備蓄物資で不足する用品については、市内小売販売業者等との連携により調達することになっております。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】 地域福祉課**

加須市では、目的外に使用しないよう誓約をしていただいたうえで、自治協力団体、自主防災組織、消防団、民生委員等の避難支援等関係者に、予め支援のために必要な個人情報提供に同意している方の要支援者の名簿を平常時から提供しておりますが、災害時には、個人情報の提供の同意のない要支援者を含めた名簿を避難支援等関係者に提供し、安否等の確認に活用していくこととしています。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】

#### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

##### 【回答】 保育幼稚園課

加須市においては、4月1日現在の待機児童は、ゼロでございます。

なお、特定の保育園等を希望している方につきましては59名、企業主導型から認可保育所に転園を希望している方については2名おります。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

##### 【回答】 保育幼稚園課

加須市全体で0歳児1名、1歳児52名、2歳児36名、3歳児30名、4歳児39名、5歳児9名、総勢167名が4月1日現在、定員の弾力化により各保育所の年齢別の定員より多く入所しております。

#### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

##### 【回答】 保育幼稚園課

加須市では、保育の確保は原則認可保育所で確保することを平成27年3月に策定

した「加須市子ども・子育て支援計画」でお示ししており、現在もこの方針に変わりございません。必要が生じた際は、整備の検討をいたします。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】 保育幼稚園課**

加須市では、特別児童扶養手当の支給対象となる障害児を受け入れている認可保育施設に対し、補助金を交付しております。受け入れ態勢の整備につきましては、引き続き注力してまいりたいと存じます。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】 保育幼稚園課 子育て支援課 地域福祉課**

認可外保育所は現在4施設ありますが、いずれも認可施設への移行の相談等はなく、今年度も認可外保育施設として運営しております。今後、子ども・子育て支援計画との整合性を含め必要と判断される場合には、移行を含め相談があれば協議させていただくこととなります。

**2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】 保育幼稚園課**

加須市では待機児童はありませんが、保育従事者につきましては、有資格者としており、加須市単独の補助として、園児および保育士の処遇改善に資する経費に対する補助金を交付して保育の質の向上を図っております。引き続き補助を実施して保育士を確保し、保育の質の向上を図っていききたいと存じます。

**3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。**

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】 保育幼稚園課**

副食費の取り扱いについては、無償化にあたって実費徴収することとなりますが、同時に免除対象が年収360万円未満相当世帯及び第3子以降に拡充されます。加須市では副食費免除対象外の世帯で、現在負担していただいている保育料を超えて負担増とならないよう検討をしているところです。

**4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】 地域福祉課**

市ではこれまでも指導監査等を実施し、認可外保育施設をはじめ各保育施設の運営状況等の把握、助言等を行ってまいりました。

引き続き指導監査等を実施し、最低基準等の実施状況が関係法令等に照らし適正に実施されているかを確認、必要な助言等を行うことにより、利用者の安全と、健全な事業運営による保育の質の確保を図ってまいりたいと存じます。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】 保育幼稚園課**

必要な保育の確保は、市の責任であり、加須市として、保育の質の向上、必要な施設の整備につきましては引き続き注力してまいります。

また、必要な保育には育児休業中の継続保育も含まれるものと考えておりますので、これまで同様の保育を提供して参りたいと存じます。

**【学童】**

**5、 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】 子育て支援課**

今年度（4/1 現在）の市内の放課後児童健全育成事業実施箇所は 36 箇所です。公立の放課後児童健全育成事業施設においては、新たな施設と指導員の確保を行った結果、待機児童が解消されました。今後も、引き続き待機児童が発生しないよう施設確保等を進めてまいります。

また、大規模クラブの分離・分割については、新たな施設を確保する、パーテーションを設けるなどの対応を進めております。今後も利用児童数の増加に応じ、随時対応してまいります。

**6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 37 市町（63 市町村中 59%）、「キャリアアップ事業」で 23 市町（同 37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】 子育て支援課**

加須市では、公営、民営ともに「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用し、職員の処遇改善に努めております。

公営の放課後児童クラブでは、各施設に主任指導員を配置し、体制強化を図るとともに、賃金体制の見直しと賃金アップを図り処遇を改善しております。

また、放課後児童支援員の認定資格研修への参加時間を勤務時間と認め、放課後児童支援員の資格を取得しやすい環境づくりを行うことで、順次指導員が参加し、資格取得をしているところです。

民営の放課後児童クラブにおいても、順次、認定資格研修へ参加し、各クラブにおいて処遇改善が図られているところです。

**7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。**

**【回答】 子育て支援課**

放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するため、適切に対応してまいります。

**【子ども医療費助成】**

**8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

**【回答】 子育て支援課**

加須市の子どもの医療費無料化については、通院、入院とも中学3年（15歳年度末）までを対象としており、食事療養費についても助成しております。

医療費無料化にかかる18歳年度末までの年齢拡大については、新たな財政負担が生じることになりますので、当面は現行制度で対応してまいりたいと、考えております。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

**【回答】 子育て支援課**

医療費助成制度の更なる拡充については、国や県へ要望を行っております。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

#### 【回答】 生活福祉課

生活保護制度を説明する「生活保護のしおり」及び「申請書」は常時、生活福祉課の窓口にて備え付けてあり、必要な方にはいつでもお渡し出来る状況にしております。

また、加須市の「生活保護のしおり」には、①～⑥まで全て明記してあります。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

#### 【回答】 生活福祉課

窓口には、面接相談員を配置しており相談者に対して親切丁寧に分かりやすい説明で対応しているところです。引き続き生活保護制度の正しい説明に努めて参ります。

**2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。**

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

**【回答】 生活福祉課**

相談者に対しては、「保護のしおり」に基づいて、保護の要件や生活保護を利用する方の権利・義務等の制度を説明した後に申請の意思を確認しております。申請の意思が確認できた場合、申請書を交付して受理しております。

**3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。**

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のための印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

**【回答】 生活福祉課**

生活保護決定・変更通知書は、保護の決定または変更が生じた場合、速やかに通知し、できる限りその理由を具体的に記載しております。

また、不明な点につきましては、随時電話で対応するとともに必要があればケースワーカーが自宅へ訪問し説明するよう心掛けております。

**4、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。**

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このようなことから、ケースワーカーの増員を行なってください。

**【回答】 生活福祉課**

現在、ケースワーカーを9名配置し、生活保護制度の適正な実施及び運営をしているところですが、厚生労働省が示す標準数には1名不足している状況であります。増員につきましては、市の定員適正化計画などの関係もありますので、人事所管課と協議し、適正な配置に努めてまいります。

また、資格を持たない職員につきましては、通信教育を受講し必要な資格を取得しているところでもあります。限られた職員で対応するため、全職員の資質の向上、専門的知識の習得に努めるとともに、親切、丁寧に対応するよう指導しているところであり



ます。

**5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。**

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

**【回答】 生活福祉課**

対象世帯のリストを抽出し、各ケースワーカーが漏れのないよう担当利用者宅を訪問し、当該事業の内容を説明しております。

**6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。**

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

**【回答】 生活福祉課**

昨年は、災害レベルの暑さという認識で、熱中症や健康管理に十分注意するようケースワーカーがチラシをもって利用者宅を訪問してまいりました。エアコンの必要な世帯につきましては、実態把握を行い制度の生活保護制度の範囲内で、できる限り対応しているところです。

エアコンの助成制度につきましては、利用者の命の安全性を踏まえて、機会を捉え国や県に要望してまいりたいと考えています。

**7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。**

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

**【回答】 生活福祉課**

生活困窮者相談自立支援事業は、平成27年度当初より直営で事業を行っております。生活保護に至る前の困窮者を支援し、他制度の利用提案や就労指導、家計相談等を行い、生活困窮者が抱える課題を解決してきております。

また、生活保護の申請の意思が確認できた場合は、申請書を交付し受理しております